

豊能町有害鳥獣被害防護柵補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、鳥獣による農林水産物や生活環境に対する被害対策として、被害防護柵の資材の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、豊能町補助金交付規則（昭和50年7月1日規則第2号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象の被害防護柵等の種類)

第2条 補助金の対象となる被害防護柵の種類は、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット柵、電気柵またはこれらの複合柵とし、その他、被害防護の柵に付属する資材についても補助の対象とする。

(経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象経費は被害防護柵の資材費（運搬費は含まない）の50%以内で被害防護柵の設置による受益者が原則3戸以上であること。ただし、3戸以上の共同設置が困難であると認められる場合は、この限りでない。

また、補助金の額は予算の範囲内で100,000円を上限とし、千円未満の補助金は切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第4条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 2業者以上から購入資材について見積もりを取り、その見積もり額の低い方から購入すること。
- (2) 設置後5年間は適切な維持・管理を行うこと。
- (3) 設置場所が町内であること。
- (4) その他交付決定の際に付した条件を遵守すること。

(補助金交付申請書)

第5条 交付の申請においては、豊能町有害鳥獣被害防護柵補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出する。

- (1) 購入予定資材の見積書の写し（2業者以上）
- (2) 被害防護柵の設置予定図及び現地写真
- (3) 受益者の名簿

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条により補助金の交付申請があり、適正に申請されていると認めるときは、豊能町有害鳥獣被害防護柵補助金交付決定通知書（様式第2号）により

通知し、交付しないことを決定したときは豊能町有害鳥獣被害防護柵補助金不交付決定通知書（様式第 2—2 号）により通知する。

（交付決定の変更）

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定された内容を変更しようとするときは、速やかに豊能町有害鳥獣被害防護柵補助金変更申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書等）

第 8 条 申請者は、事業完了後速やかに、実績報告書（様式第 4 号）に次の書類を添えて町長に提出する。

- (1) 購入資材の領収書の写し
- (2) 被害防護柵の設置図及び設置前・設置後の写真
- (3) 受益者の名簿

（補助金額の確定等）

第 9 条 町長は、実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、豊能町有害鳥獣被害防護柵補助金交付確定通知書（様式第 5 号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第 10 条 前条の規定による補助金確定通知を受けた者は豊能町有害鳥獣被害防護柵補助金交付請求書（様式第 6 号）を町長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の返還）

第 11 条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (4) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) この要綱に定める事項に違反したとき。

（必要事項）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

付則 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。